

第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画

～県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保し，県，生産者，食品
関連事業者及び県民が相互に連携，協力のもと，食の安心・安全の確保を図る～



令和8年3月

目 次

	ページ
はじめに	1
第1章 第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画について	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の推進と進行管理	
第2章 講じる施策	3
I 施策の基本体系	3
II 施策の内容	
1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上	6
(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策	
(2) 製造・加工, 流通・販売段階における監視指導の充実	
(3) 消費段階における安全性の確保	
(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進	
(5) トレーサビリティの推進	
(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進	
2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供	33
(1) 食品表示の適正化の推進	
(2) 食品表示に関する監視, 指導	
(3) 消費者の理解促進	
3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給	38
(1) 各種疾病・病虫害等の発生防止対策の推進	
(2) 危機管理体制の整備	
4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保	42
(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信	
(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成	
(3) 健康への被害(まん延)防止対策	
(4) リスクコミュニケーションの推進	
(5) 健康増進に関する施策との連携	
(6) 食育に関する施策との連携	
5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備	56
(1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会(企画推進部会)」の運営	
(2) 危機管理体制の整備	
(3) 国, 他の都道府県, 市町村その他の関係機関・団体との連携	
第3章 参考資料	59
【別紙1】 施策の基本体系及び参考となる指標	
【別紙2】 食の安心・安全に関する用語集	
【別紙3】 鹿児島県食の安心・安全推進条例 鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則	

はじめに



本県においては、県民の健康と食品等に対する県民の信頼の確保、安全な食品等の生産及び供給を目指すため、平成22年12月に「鹿児島県食の安心・安全推進条例」を制定いたしました。

また、同条例に基づき、平成23年3月に「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」を策定し、以降累次の改訂を加えながら、これまで「かごしまの農林水産物認証制度」の普及・拡大や生産者、食品関連事業者、消費者などの間でのリスクコミュニケーションの推進、食の安心・安全の確保に向けた情報発信など、様々な施策の展開により食の安心・安全の確保に努めてまいりました。

しかしながら、その間も、食中毒の発生や産地の偽装、加工食品の自主回収、農畜水産物の疾病や病害虫の発生による被害など、食の安心・安全や安定供給を揺るがす大きな問題が依然として続発しており、県民の食の安心・安全に対する関心はますます高まっている状況にあります。

今回、昨今の食をめぐる情勢等に対応し、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民の皆様や関係機関・団体の御意見等をいただきながら、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」を策定いたしました。

今後、この第4次基本計画に基づき、従来の施策の一層の充実・強化に加え、消費者の食品表示に関する理解促進や食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信などにも取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、この第4次基本計画の策定に当たり御尽力賜りました「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の委員の皆様や貴重な御意見をいただきました県民の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和8年3月

鹿児島県知事 塩田 康一

第1章 第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画について

1 計画策定の趣旨

県では、「鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年12月）（以下「条例」といいます。）」を制定するとともに、平成27年度を目標とする「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（平成23年3月）（以下「計画」といいます。）」、令和2年度を目標とする「第2次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（平成27年3月）（以下「第2次計画」といいます。）」、令和7年度を目標とする「第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（令和3年3月）（以下「第3次計画」といいます。）」を策定し、関係機関と共に、食の安心・安全の確保に向けて取り組んできました。

これまでの施策の展開により、「農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上」等の取組は順調に進展しています。また、条例に基づく「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」において、毎年度計画に基づく施策の実施状況等の評価を行うなど、「食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備」を図っています。

第3次計画策定後、産地偽装や加工食品の自主回収など食に対する消費者の信頼を揺るがす事案の発生や高病原性鳥インフルエンザの被害発生など、家畜の伝染性疾病的発生予防・まん延防止対策の重要性の高まりや紅麹関連製品による健康被害の発生などから、食の安心・安全に対する消費者の信頼向上に向けた取組の必要性はますます高まっています。また、食品衛生法及び食品表示法に基づく自主回収報告制度や国際水準GAPに準拠した新基準による県認証制度の開始など、「食」を取り巻く情勢は変化しています。

このような中、県では、令和7年度に、広く県民の方々から意見をいただきながら、施策の実施状況について点検・検証を行うとともに、社会情勢の変化を踏まえ、第4次計画を策定することとしました。

この計画では、個々の施策を具体的に示し、消費者や生産者、食品関連事業者など様々な県民の方々との情報共有及び相互理解に基づき、「食の安心・安全の確保」を図るため、一体となって連携・協力することにより、効果的な施策の推進に努めることとしています。

2 計画の位置づけ

第4次計画は、条例第9条に基づき、本県における食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方向等を定めるものです。

策定に当たっては、「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の意見を聴くとともに、県民の方々の幅広い御意見等の集約にも努めました。

〔関連計画等〕

- ・「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」（令和8年度～令和17年度）
- ・「かごしまの“食”交流推進計画（第5次）」（令和8年度～令和12年度）
- ・「鹿児島県消費者基本計画」（令和8年度～令和12年度）
- ・「健康かごしま21」（令和6年度～令和17年度） など

3 計画の期間

第4次計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、情勢の変化等により検討が必要な場合には、「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の意見等も聴きながら見直しを行うこともあります。

4 計画の推進と進行管理

- (1) 全庁的な取組の推進を目的として設置した「鹿児島県『安心・安全な食』対策会議（平成16年度設置）」が施策の企画や総合調整、進行管理を行い、計画の実施を推進します。
- (2) 計画の推進状況については、毎年度、県ホームページ等により広く県民の方々へ公表します。

* 情勢の変化等により検討が必要な場合には、「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の意見等も聴きながら見直しを行うこともあります。

第2章 講じる施策

I 施策の基本体系

目 標

県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保し，県，生産者，食品関連事業者及び県民が相互に連携，協力のもと，食の安心・安全の確保を図る。

基本施策 1

農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

丸数字：取組内容

施策の方向

ページ

(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策

ア 自主的な生産工程管理の取組の促進

- ① かごしまの農林水産物認証制度の充実・普及 6
- ② 国際認証GAP等への取組支援 7

イ 生産資材，動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実

- ③ 農薬の適正使用の推進 8
- ④ 農薬の販売・管理・使用に関する監視指導 9
- ⑤ 肥料の生産や販売に関する監視指導 10
- ⑥ 動物用医薬品の管理，販売等に関する監視指導 11
- ⑦ 飼料の安全性確保に関する普及，監視指導 12
- ⑧ 水産用医薬品の適正使用の推進 13

ウ 環境保全への配慮

- ⑨ 総合防除（IPM）及び有機農業の技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進 14
- ⑩ 家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進 15
- ⑪ 自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供 16
- ⑫ 県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導 17

(2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実

県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査

- ⑬ 施設への立入検査（監視指導） 18
- ⑭ 食品等の検査 19
- ⑮ 学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導 20
- ⑯ いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査 21
- ⑰ 水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視 22

(3) 消費段階における安全性の確保

- ⑱ 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 23

(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進

- | | |
|--|----|
| ①⑨ 食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入及び運用支援 | 24 |
| ②⑩ 畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及 | 25 |
| ②⑪ 衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進 | 26 |
| ②⑫ HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成 | 27 |

(5) トレーサビリティの推進

- | | |
|---------------------|----|
| ②⑬ 米トレーサビリティ制度の適正運用 | 28 |
| ②⑭ 茶れきくんの導入促進 | 29 |

(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進

- | | |
|--|----|
| ②⑮ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病虫害防除技術や施肥管理技術、気候変動に対応した品種や技術の開発等 | 30 |
| ②⑯ 水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発 | 31 |
| ②⑰ 食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るための調査・研究 | 32 |

基本施策 2

食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

施策の方向

(1) 食品表示の適正化の推進

- | | |
|-----------------|----|
| ②⑱ 食品表示関係法令の周知 | 33 |
| ②⑲ 食品表示に関する相談対応 | 35 |

(2) 食品表示に関する監視、指導

- | | |
|-----------------|----|
| ③⑩ 食品表示実態調査等の実施 | 36 |
|-----------------|----|

(3) 消費者の理解促進

- | | |
|---------------------|----|
| ③⑪ 消費者の食品表示に関する理解促進 | 37 |
|---------------------|----|

基本施策 3

農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

施策の方向

(1) 各種疾病・病虫害等の発生防止対策の推進

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ③⑫ 農作物栽培における気候変動等にも対応した病虫害の適期防除の推進 | 38 |
| ③⑬ 家畜の各種疾病の発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施 | 39 |
| ③⑭ 各種疾病に対する防疫指導及び気候変動等に伴う新たな疾病の実態調査 | 40 |

(2) 危機管理体制の整備

- | | |
|--|----|
| ③⑮-1 各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応 | |
| ③⑮-2 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処 | 41 |

基本施策 4

県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保

施策の方向

(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信

- | | | |
|----|-------------------------------------|-----|
| ③⑥ | かごしまの農林水産物認証制度の認知度向上 | 4 2 |
| ③⑦ | かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組 | 4 3 |
| ③⑧ | 「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流, 理解促進 | 4 4 |
| ③⑨ | 「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上 | 4 5 |
| ④⑩ | 安心・安全な特産林産物の認知度向上 | 4 6 |
| ④⑪ | 食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信 | 4 7 |

(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成

- | | | |
|----|---------------------------------------|-----|
| ④② | 地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成 | 4 8 |
| ④③ | 農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成 | 4 9 |

(3) 健康への被害（まん延）防止対策

- | | | |
|----|--|-----|
| ④④ | 自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策 | 5 0 |
| ④⑤ | 感染症対策など, 健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供 | 5 1 |

(4) リスクコミュニケーションの推進

- | | | |
|------|---|-----|
| ④⑥-1 | 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 | |
| ④⑥-2 | 生産者, 食品関連事業者, 県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供 | 5 2 |
| ④⑦ | 正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進 | 5 3 |

(5) 健康増進に関する施策との連携

- | | | |
|----|---|-----|
| ④⑧ | 健康かごしま 21 の推進
・適切な食生活習慣の普及・定着
・産業界との連携による食環境の整備 | 5 4 |
|----|---|-----|

(6) 食育に関する施策との連携

- | | | |
|----|---------------------------------|-----|
| ④⑨ | 「家庭」, 「学校, 保育所等」, 「地域」における食育の推進 | 5 5 |
|----|---------------------------------|-----|

基本施策 5

食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備

施策の方向

(1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会（企画推進部会）」の運営

- | | | |
|----|---------------|-----|
| ⑤⑩ | 基本計画等の進捗状況の評価 | 5 6 |
|----|---------------|-----|

(2) 危機管理体制の整備

- | | | |
|------|--|-----|
| ⑤⑪-1 | 食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応 | |
| ⑤⑪-2 | 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処 | 5 7 |

(3) 国, 他の都道府県, 市町村その他の関係機関・団体との連携

- | | | |
|------|---|-----|
| ⑤⑫-1 | 内閣府食品安全委員会, 消費者庁, 厚生労働省, 農林水産省など国との連携や他都道府県との連携 | |
| ⑤⑫-2 | 県内市町村等との連携 | 5 8 |